

短期社債等に関する業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(機構加入者口座の開設)</p> <p>第 16 条 (略)</p> <p>2 機構加入者口座の開設を受けようとする者は、機構に対し、当該者の<u>登記事項証明書</u>その他規則で定める書類を提出しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(機構加入者口座の開設)</p> <p>第 16 条 (略)</p> <p>2 機構加入者口座の開設を受けようとする者は、機構に対し、当該者の<u>登記簿の謄本又は抄本</u>その他規則で定める書類を提出しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(口座管理機関における口座開設の審査)</p> <p>第 24 条 (略)</p> <p>2 口座管理機関に口座の開設を受けようとする者は、当該口座管理機関に対し、当該者の<u>登記事項証明書</u>その他規則で定める書類を提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(口座管理機関における口座開設の審査)</p> <p>第 24 条 (略)</p> <p>2 口座管理機関に口座の開設を受けようとする者は、当該口座管理機関に対し、当該者の<u>登記簿の謄本又は抄本</u>その他規則で定める書類を提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(間接口座管理機関の承認)</p> <p>第 27 条 (略)</p> <p>2 前項の申請において、申請者は、機構に対し当該者の<u>登記事項証明書</u>を提出するとともに、振替口座簿を作成し、これを備えること並びにこの規程及びその他規則で定める事項を遵守する旨を契約の内容として記載した書面を承認申請書に添付しなければならない。</p> <p>3~6 (略)</p>	<p>(間接口座管理機関の承認)</p> <p>第 27 条 (略)</p> <p>2 前項の申請において、申請者は、機構に対し当該者の<u>登記簿の謄本又は抄本</u>を提出するとともに、振替口座簿を作成し、これを備えること並びにこの規程及びその他規則で定める事項を遵守する旨を契約の内容として記載した書面を承認申請書に添付しなければならない。</p> <p>3~6 (略)</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改正規定は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。</p>	

短期社債等に関する業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(同意書)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の同意書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1) <u>登記事項証明書</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改正規定は、平成17年3月7日から施行する。</p>	<p>(同意書)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の同意書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1) <u>登記簿の謄本又は抄本</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>